

令和6年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（総務省自治行政局公務員部福利課）

項目名	地方公務員共済組合制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税目	所得税、消費税、国外送金等調書法、国税徴収法		
要望の内容	<p>「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）では、雇用保険制度における育児休業給付の給付率の引上げについて盛り込まれている。</p> <p>令和6年度以降に当該給付率を見直す場合、地方公務員共済制度の育児休業手当金についても同様の措置を行うこととなるが、その際には、引き続き、地方公務員等共済組合法第52条等に基づく非課税措置等を講じる。</p> <p>また、「こども未来戦略方針」には、こどもが2歳未満の期間に時短勤務を選択したことに伴う賃金の低下を補い、時短勤務の活用を促すため、「育児時短就業給付（仮称）」の創設も盛り込まれており、地方公務員共済制度においても関連する制度改正等を行う場合には、税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）（抄）</p> <p>（給付を受ける権利の保護）</p> <p>第五十一条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金若しくは公務遺族年金又は休業手当金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。</p> <p>（公課の禁止）</p> <p>第五十二条 租税その他の公課は、組合の給付として支給を受ける金品を標準として、課することができない。ただし、退職年金及び公務遺族年金並びに休業手当金については、この限りでない。</p>		
	平年度の減収見込額		百万円
	（制度自体の減収額）	（	百万円）
	（改正増減収額）	（	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>地方公務員共済組合制度の組合員（以下「組合員」という。）である地方公務員等の生活の保障または生活の安定及び育児休業の取得促進を図ることができる。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>育児休業手当金を含めた休業給付は、組合員である地方公務員等の生活の保障または生活の安定を図るために支給されるものであるため、地方公務員共済組合法第52条等に基づき非課税等（注）となっている。</p> <p>（注）雇用保険制度と同様。</p> <p>これまでと同様、引き続き、組合員である地方公務員等の生活の保障または生活の安定及び育児休業の取得促進を図るため、増額部分についても所要の措置を講じる必要がある。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性
<p>政策の達成目標</p> <p>非課税措置等の拡充をすることにより、安定的で効率的な地方公務員共済組合制度の構築及び管理を図り、組合員である地方公務員等の生活の保障または生活の安定及び育児休業の取得促進を図る。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>恒久措置を要望</p>		
<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>非課税措置等を拡充することにより、安定的で効率的な地方公務員共済組合制度の構築及び管理を図り、組合員である地方公務員等の生活の保障または生活の安定及び育児休業の取得促進を図る。</p>		
<p>政策目標の達成状況</p> <p>—</p>		
有効性		<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>地方公務員共済組合の組合員（約306万人（令和3年度末））に影響がある。</p>
		<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p> <p>非課税措置等を拡充することにより、安定的で効率的な地方公務員共済組合制度の構築及び管理を図り、組合員である地方公務員等の生活の保障または生活の安定及び育児休業の取得促進を図る。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税についても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	—	
	要望の措置の妥当性	地方公務員共済組合制度に基づき、組合員である地方公務員等の生活の保障又は生活の安定及び育児休業の取得促進を図ることができる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	実績なし	